



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
1月21日
第276号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築課)	1
○ 告 示	
※滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく自然災害による被害の発生防止または軽減への配慮の基準 (建築課)	4
地方自治法に基づく指定管理者の指定 (県民活動生活課)	4
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課)	4
道路区域の変更 (道路保全課)	5
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	5
落札者決定の公告 (教育総務課)	6
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任公告 (湖東)	6

規 則

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第2号

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (平成21年滋賀県規則第47号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「住宅品質確保法第44条第2項」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。) 第44条第2項」に改め、「以下同じ。)(」を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の前に次の1号を加える。

- (5) 法第6条第1項第4号に掲げる基準として知事が別に定めるものに適合している旨を証する書面または適合していることの確認に必要な図書

第3条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項」を「同法第12条第6項」に改め、同条第3項ただし書中「省令第2条第1項の表に掲げる図書」を「同項の表1に掲げる図書 (住宅品質確保法第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しを長期優良住宅建築等計画に添えて法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする場合にあつては、省令第2条第1項の表2に掲げる図書。次条において同じ。)」に、「前項第1号から第4号まで」を「第1項第1号から第3号まで」に改める。

第4条中「同条第1項の表」を「同条第1項の表1」に、「ものと」を「事項を表示することを要しないものとする」ことにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しない図書と」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅または住宅の部分を含む住宅で、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該住宅型式性能認定書において住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価 (次号において「住宅性能評価」という。) の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等または住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅で、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請にお

いて明示することを要しない事項として指定されたもの
第5条の次に次の1条を加える。

(申請の取下げ)

第5条の2 法第5条第1項から第5項まで(法第8条第2項において準用する場合を含む。)もしくは法第9条第1項もしくは第3項の規定による認定の申請または法第10条の規定による承認の申請をした者がこれらの申請を取り下げようとするときは、申請取下届(別記様式第2号の2)を知事に提出しなければならない。

第7条中「および」を「または」に改める。

第11条中「第3項」を「第5項」に改め、「第9条第1項」の右に「もしくは第3項」を加える。

本則に次の1条を加える。

(省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書)

第12条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)第24条第1項の表に掲げる図書
- (2) その他知事が必要と認める図書

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2(第5条の2関係)

申請取下届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事
土木事務所長

報告者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条の2の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画に関する申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申 請 年 月 日	年 月 日	
2 申 請 の 種 類	<input type="checkbox"/> 計画の認定申請(法第5条第1項から第5項まで関係) <input type="checkbox"/> 計画の変更の認定申請(法第8条第1項において準用する法第5条第1項から第5項までまたは法第9条第1項もしくは第3項関係) <input type="checkbox"/> 地位の承継の承認申請(法第10条関係) ※ 該当する□欄にレ印を記入してください。	
3 建築確認の特例申出の有無	有 ・ 無	
4 申請に係る住宅の位置		
5 取 下 げ の 理 由		
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄	
年 月 日	年 月 日	指摘事項
第 号	第 号	
係員印	係員印	

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第4号中「建築および」を「建築または」に改める。

別記様式第5号(第2面)中

備	考						
---	---	--	--	--	--	--	--

を

自然災害による 被害の発生の防 止または軽減へ の配慮							
備	考						

に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第24号

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年滋賀県規則第47号)第3条第1項第5号の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止または軽減への配慮の基準を次のように定め、令和4年2月20日から施行する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

認定対象建築物(認定対象住戸(一戸建ての住宅または共同住宅等に含まれる一の住戸であって長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定の対象となるものをいう。)を含む建築物をいう。)が次に掲げる区域以外の区域にあること。ただし、長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると知事が認める場合は、この限りでない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

滋賀県告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立県民交流センター
- 2 指定管理者 東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンクエージ
- 3 指定の日 令和3年12月23日
- 4 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

滋賀県告示第26号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定で

あるので、告示する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年1月21日から令和4年2月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	甲賀土山線	甲賀市甲賀町岩室字和田2099番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字中野1232番1地先まで	変更後	最小 8.0m く 最大 26.3m	161.7m	道路改良工事(迂回路設置)に伴う道路区域の変更
				最小 8.9m く 最大 26.8m		
		甲賀市甲賀町岩室字和田2099番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字中野1232番1地先まで	変更前	最小 8.9m く 最大 26.8m	152.7m	
				最小 8.9m く 最大 26.8m		

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ浅井店 長浜市内保町字上三双2708番ほか5筆

2 意見の概要 長浜市からの意見

- (1) 早朝の騒音に留意されたい。
- (2) 屋外広告物の設置に当たっては、屋外広告物許可申請を行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和4年1月21日から令和4年2月21日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年1月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 校務用端末および教育用コンピュータに導入するソフトウェアの賃貸借 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月15日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 NTT・TCリース株式会社京都支店 支店長 山形淳二 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番1
- 5 落札金額 260,916,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年11月5日(金)

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛西土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年1月21日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 近 藤 篤

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	森 野 正 己	彦根市三津町298番地